

3. 確認された重要種について

重要種の定義は、以下に示すとおりとします。

- ・「文化財保護法」、「北海道文化財保護条例」により天然記念物に指定されている種
- ・「絶滅の恐れのある野生動植物種の保存に関する法律」で指定されている種
- ・「改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物 - レッドデータブック - 」に記載されている種
環境省(庁)自然保護局野生生物課 編 (財)自然環境研究センター発刊：
1.哺乳類〔2002〕、2.鳥類〔2002〕、3.爬虫類・両生類〔2000〕、4.汽水・淡水魚類〔2003〕、
8.植物Ⅰ(維管束植物)〔2000〕、9 植物Ⅱ(維管束植物以外)〔2000〕
環境庁「日本の絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト」：無脊椎動物(昆虫類、貝類、
クモ類、甲殻類等)〔2000〕
- ・「北海道野生生物 北海道レッドデータブック 2001」に記載されている種
- ・学識者により選定された種

現地調査において、これらに該当する種が確認された場合には重要種として扱い、影響検討を行う対象種とします。

以上の定義に基づき、平成 15 年度までの調査対象範囲における重要種の確認状況を次項より調査項目毎に一覧します。なお、平成 16 年度調査により、重要種の数は増加する可能性があります。

次項より用いられる重要性の略号は以下に示す通りです。

文化財保護法

天然：天然記念物

種の保存法

希少：国内希少野生動植物種

環 RDB・環 RL

CR：絶滅危惧ⅠA類

EN：絶滅危惧ⅠB類

VU：絶滅危惧Ⅱ類

NT：準絶滅危惧

DD：情報不足

北 RDB

Cr：絶滅危機種

En：絶滅危惧種

Vu：絶滅危急種

R：希少種

N：留意種